

第 8 回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成 24 年 12 月 25 日（火） 午後 2 時 30 分～午後 5 時 45 分	
場 所	彦根市役所本庁舎 32 会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	福祉保健部次長、市民環境部次長、社会福祉課主幹(社会係長)、社会福祉課主幹(保護係長)、障害福祉課長、介護福祉課長、保険料課長、子ども青少年課長、子ども未来室長、人権政策課長、各課職員、企画課（事務局）
欠 席 委 員	森下委員	

[開会]

[委員会の成立について]

委員 8 人中 7 人が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定により会議は成立。

[資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

[施策の評価]

[341 支え合いまちづくりの推進]

○委員長

それでは、341 支え合いまちづくりの推進につきまして、評価を行ってまいりたいと思います。この施策に関しまして、施策の担当部署より、簡潔にご説明をお願いします。

○福祉保健部次長

現状と課題から説明をさせていただきます。

今日的な状況といたしまして、少子高齢化、それから核家族化の進行に伴いまして、家族や地域に対して、意識が変容してきておりまして、それによって人間関係も希薄化してきているという背景がまず挙げられます。このことから、地域では、住民相互の助け合いや、ボランティア団体、NPO等が取り組む地域福祉活動の推進が求められておりまして、

市民参加を促進し、新たな支え合いの仕組みを構築していく必要がございます。

現在、本市におきましては、彦根市社会福祉協議会が地域福祉活動で重要な役割を担っておりまして、同協議会を支援しながら、安全で安心な福祉のまちづくりを推進し、福祉の担い手づくりを行っているところでございます。

また、民生委員・児童委員活動につきましても、住民の方々からの期待も増しておりまして、地域における福祉課題が多様になってきている中におきまして、相談、支援や行政等へのつなぎ役、地域の団体等との共同した活動の推進が課題となっております。特に、生活課題を抱えながら孤立し、自殺や引きこもり等の新たな問題が浮き彫りとなっておりますことから、地域で孤立することを防ぎ、つながりを大切にして、さまざまな機関や団体が地域住民と連携し、支え合いの仕組みづくりを行っていく必要がございます。

さらに、高齢者、障害者など、自然災害時に支援が必要な人々に対する避難の手助けなど、支援の仕組みとして、災害時要援護者支援制度を推進していく必要がございます。

次に、「めざす成果」でございますが、これらの課題に取り組みまして、地域社会において、福祉関係の事業主や活動団体が主体となって、地域福祉活動が活発になることにより、「お互いの顔が見える」自助、共助の地域社会の実現を目指してまいります。

平成23年度の主な事業の取り組み状況でございますけれども、1番目に地域福祉活動への支援ということで、この中には、幾つか事業がございますが、まず、障害者とか高齢者等が参加する団体の移動の円滑化を図るために、福祉バスを運行しておりまして、年間の実績につきましては、利用台数が103台、利用者数は2,889人となっております。

次に、地域ふれあい事業ということで、平成23年度に彦根市地域福祉計画を策定いたしました。また、災害時要援護者の支援システムを導入いたしております。さらに、社会福祉協議会の実施するよろず相談事業とか、各種講座の開催、市民啓発活動の委託、福祉団体やボランティア団体への助成事業に対しまして補助を行っております。

民生委員の設置につきましてですが、民生委員児童委員協議会連合会という団体がございますが、こちらの方に支援をいたし、民生委員、児童委員の知識、技術の習得など、研修を通じて資質の向上を図りました。また、社会福祉協議会に対しましては、職員の人件費助成、組織運営の基盤の強化を支援しております。さらに、災害時の要援護者支援推進員というものを市社協に業務委託して配置し、災害の要援護者の登録を推進しております。現在、平成23年度末の登録者数といたしましては、222人となっております。

次に、2番目といたしまして、人材の発掘と育成および市民参加の促進ということで

ございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、地域福祉計画の策定を受けまして、市社会福祉協議会が、自治会との連携を図りながら、福祉委員制度のような仕組みづくりなど、人材育成に取り組んでおられます。

それから、第3番目ですけども、協働による支え合いのまちづくりへの取り組みということにつきましては、地域福祉計画の策定の基盤となりますが、今、幾つか申し上げました事業に取り組む中において、行政とか社会福祉協議会、民生児童委員、NPO法人等々の団体などのネットワークなどを構築したり、個別に連携したり、いわゆる協働して支援体制をとるという取り組みをいたしました。

続きまして、指標による評価でございますけれども、ここに挙げてございますが、「いきいき安心推進事業」の参加者数ということで、23年度は11,846人となっております、当初、平成27年度に目標値とした、11,000人を超えておりますので、今後、見直しが必要となってきております。

また、次に、災害時の要援護者登録者数ですが、平成23年度におきましては、1,822人になってございます。27年度の目標値ですが、2,800人ということで、ただ、これにつきましては、死亡転出等が含まれている単純累計になっておりまして、加味して見なければならぬということがございました。1,822人の中には、死亡なり転出を除去した人数を出してまして、目標値の2,800人については、単純累計推計での数字ということでございますのでご了解を願います。

次に、その進捗評価ですけども、予定どおり進んでおります。これにつきましては、地域福祉計画を平成23年度に策定しましたことと、災害時要援護者支援システムを導入しまして、要援護者の地域支援体制づくりの基盤が整ったということです。それから、社会福祉協議会においては、学区社協、それから自治会等の連携体制の見直しなど、地域福祉推進の基盤づくりが進められてきたことによるものでございます。

それから、次に、評価の観点でございますけれども、有効性につきましては「高い」。必要性は「やや高い」。妥当性は「やや高い」。効率性は「やや高い」としております。

最後に、今後の施策の展開方法といたしましては、策定した彦根市地域福祉計画に基づきまして、社会福祉協議会で、地域福祉活動計画の策定を行っておりまして、学区社協、自治会等々の連携による地域福祉の推進の取り組みを進めていく中で、市社会福祉協議会の持つべき役割を明確にしながら、地域福祉計画に沿った事業の編成や構築を検討していく必要がございます。また、民生児童委員及び各種団体活動に関しましては、地域連携事

業に重点を置いた団体、自治会、社協との連携強化を一層強くしていくことが考えられています。

また、福祉バス設置事業につきましては、本委員会のご意見等が出されておりました、これを踏まえまして、若干遅れておりますけれども、事業のあり方の検討を今、進めておりました、今後も進めていくことといたしております。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。それでは、事前に質問等いただいておりますけれども、それらも含めまして、ご意見、あるいはご質問等ございましたら、ご自由をお願いします。

○委員

事前質問で、災害時要援護者支援制度の推進員が1名の配置というお答えをいただいているんですが、ここは1名で十分なんでしょうか。もちろん、災害というのはそんなに頻繁にあるということはありませんので、そのことに関わった仕事だけではないと思いますけれども。

○社会福祉課主幹(社会係長)

今、委員からの質問いただきました、当初はふるさと雇用再生特別推進事業を活用しまして、社協に事業委託をいたしまして、推進員1名を配置しまして推進をしているというところですが、登録者の登録推進と、それから登録者の管理をさせていただいているというのが主な業務になってございます。そこに、今は、情報の提供もさせていただいております自治会や自治会長さんとの連絡調整であるとか、そういったことを主にやっていたいているというのが現状でございます。

この災害時要援護者支援制度というのが、実は登録者を増やすということもさることながら、それによりまして、地域でその人たちをどのように支援をしていくかという、支援体制をつくっていただくというところが、必要になってくるところでございます。そのため、現在も、自治会長さんと、自主防災組織、民生委員・児童委員、それから登録者が指定されます。例えば、近隣の知り合いであるとか、実際には、災害時に一緒に避難をしていただく方を指定いただくんですけども、そういった方に、情報を提供させていただいているところでございます。ですから、地域での支援体制をつくっていただくというのが主になってございますので、実際のところ、将来的にはこれは1名ではどうかということ自体を疑問に思っているところでございます。実は、地域福祉計画の中にも、この災害時要

援護者支援制度についての部分を位置づけておりまして、地域なり、社協なり、行政の関わり方でどういった役割分担をしながら進めていくかということ的位置づけて、今後の、一つ課題としまして、いわば、地域の共助の支えあいの仕組みづくりという考え方で、今後、進めていきたいということを考えておりますので、その中で、どのように推進していくかということも含めて、検討していきたいという考えを持っております。

○委員

推進方法などに課題があることは認識しておりますということについて回答ですね。先ほど、説明されたように、目標値とか、現在値とかについて、転出とか死亡の累計が入ったりしてましたよね。そういった部分の管理がまだまだできてないような気がしますし、推進員さんが一番、統括する部分であることですね。民生委員さんとか、児童委員さんとか、あるいは、自治会長さんとか、防災のそういった方々の情報を一括して、どこが統括するんですか。情報として。

○社会福祉課主幹(社会係長)

情報としては推進員です。

○委員

それが、今の、目標値とか現在値に出てきてないので、十分な情報の統括ができてないような気がしたんですけれども。

○社会福祉課主幹(社会係長)

実は、平成 23 年度に、災害時要援護者支援システムというのを導入させていただきました。以前、登録をした方の、登録者の管理だけしかできなかったシステムだったんですけれども、23 年度にシステムを導入いたしまして、24 年度からは、住基情報等も引っ張り込むことができるようになりましたので、いわば、死亡とか、転出、あるいは、施設入所者というのが、自動的に削除ができると言いますか、転居等も含めて、情報として得ることができますので、今後としては、実登録者数の管理になっていくと考えております。今回、そういった住基情報以外、要介護の認定の部分であるとか、障害者のデータを頂戴することができまして、今まで、分母がどの程度あるのかというのが、実際のところ掌握しかねていたところがありましたが、概数ではございますけれども、大体、8,100 名強が分母になってくるのではないかなと思っているところです。

それは、現在は、1,836 名。11 月末現在で、実登録者数として上がっているという状況でございます。

○委員

先程も申し上げたように、情報、データベースだけじゃなくて、やはり、コミュニケーションの部分でも自治会長さんなり、地域の人たちとのコミュニケーションがしっかりできてないと、今のデータのところで、もし災害が起きた時に、その人がいるのかいないのかというのが、その都度、しっかり把握できてないと、動けないし、また、統括している人と、自治会長さん、民生委員さん、児童委員さんなり、そういう人たちも、同じ情報を常に、新たな情報を持ってないと活動できないと思いますので、そこらへんを十分に活躍できるように強調の上で、お願いしたいなと思います。

○社会福祉課主幹(社会係長)

先ほど、委員さんにおっしゃっていただいたとおり、自治会さんなり、自主防災組織なり、民生委員さんなりが、いわば、地域の中で、連携していただいて、地域での支え合いを、仕組みづくりをしていただくというのが、一番、ありがたい話ですし、実際には、既に類した形で進めていただいている地域もあるんですけれども、そういったところが、彦根市全体で地域に根付いていけばなということは思っております。

今回は、ちょっとこのシステムを導入した際に、例えば、障害の部位であるとか、そういったことによって、どういったことを注意しなければならないかというマニュアルも一緒に作らせていただいて、ホームページ上にも掲載させていただいたようなところでございますので、十分に活用させていただきながら、支援体制づくりをしていくというのが、この制度の最終目標という形になってくるのではないかなと思っております。

○委員

今もおっしゃられたように、ホームページという、パソコン、コンピュータを中心に考えておられて、事務的手続きは簡単に済むのでしょうかけれども、それとやっぱり、コミュニケーションを十分に、みんなが担当の方々の情報で、対象の方に、即時に動けるような状態の組織づくりをお願いしたいと思います。

○委員

福祉バスについてなんですけれども、過去、2、3年ぐらい、課題として出てると思うんですけれども、検討が遅れているという回答なんです、どのような理由と言いますか、何が問題かというところを1点と、あと、福祉バスそのものが、そういった団体に対する移動の支援というのは非常に大事な施策だと思いますので、もし福祉バスが仮に廃止になった場合に、代替するような、あるいは今、現在、個別に行っているというのが施策とし

て、支援としてどんなものがあるか、教えていただきたいんですけども。

○社会福祉課主幹(社会係長)

福祉バスが、問題点というものがご承知のように多少、あったかと思うんですけども。一つは、ある特定の利用団体というのが、ここ数年、固定されてしまっているという点がございます。もう一方で、私どもの方から制度の周知を広くやっていないというのが逆の面ではありますが、広め過ぎますと予算的な措置が難しくなるというものもございまして、できないというところもございますし、もう一つは、利用団体の定義であるとか、利用目的とか、設置目的というところが、広範な言い方になってございますので、なかなか、利用制限が難しいというのがございます。と言うのは、一つは、福祉団体という定義になっているんですけども、その辺が、福祉活動というものが、どの程度の範囲まで含まれるかというところもございますし、それから、どういった利用が、社会福祉活動なのかという定義も難しいところもございますので、なかなかその辺で、例えば、高齢者であるとか、障害者の外出支援とか、歩行訓練とかいうことで、バスを利用されるというケースもあるんですけども、そういったものが、一つは、老人会が、どこかに研修されに行くという部分も含めて、どこまでが社会福祉活動なのかという定義も必要なのかなという思いを持っているところでございます。

それから、もう一つは、研修について、どうも、後付けされていると言いますか、観光、慰安が主になるのかなというところもございます。まさに、高齢者、障害者の外出支援ということで、観光地へ行かれて帰ってくるというケースもございまして、確かに外出支援という、引きこもりの方を外へ連れ出すというのが、そう言われれば、福祉活動なのかもしれないんですけども、その辺をどこまで容認していくかという話もあるのかなと思っております。

それから、内規の方で利用回数というのを制限させていただいているんですけども、何何協議会、何何部会とか、そういう内部の組織の利用とかいうのがございまして、それが利用団体が1回に限るという部分に、原則ですけども、当たらないかという部分も、議論も必要なのところではないかなと思っております。

また、利用時間というのが、8時半から5時15分までと定義させていただいてるんですけども、なかなか、守られないような遠方まで出かけておられる場合もございまして、そういったところも一つの議論ではないかなと思っております。と言いますのは、例えば、長野県に行かれて帰ってくるということになりますと、当然ながら、向こうで研修をされ

て帰ってくるということになりますと、当然、その時間帯で無理ということが確実にわかる利用もございますし、ただ、研修会であるとか、大会であるとか、そういったものが、開催時間の関係で、朝早くからやるとか、そういったものは、ある程度容認はさせていただいているんですけれども、そういった時間的な側面もございますし、あと、今、現在、利用申請がございましたあとに、市内のバス会社３社と委託契約を結んでおるんですけれども、その委託会社の観光バスの空いたバスを、配置をさせていただいて、利用いただいているような形をとっています。それによって、後日、大型、中型、小型。あるいは、利用距離によりまして、委託料というのは算定されておりますが、それによって委託料を支出して、利用団体からは、距離に応じて利用料を徴収するという形ですけれども、それを、補助金ベースで換算いたしますと、70%から 90%の補助という形になってしまうというのがございます。先ほど、補助金のベースで考えると 4 万から 10 万というような補助を 1 団体、1 回あたり 1 台について出しているというような換算になりますので、費用対効果というところでは、非常に不明確なところがございますので、その辺も一つの見直しの部分ではないかなと考えているところでございます。

現状としましては、昨年度で 23 年度は、34 台が 200 km 以上の利用という形でございました。そのほとんどが、県外利用という形でございまして、検討の中で、試算をしてるんですけれども、昨年、委託料としてバス会社に払いましたのが、763 万円ほどございまして、そのうち、その 34 台の委託料が 403 万円もかかっているということで、全体の 53%を金額的には占めているという結果にもなっておりますので、その辺も検討課題かなというふうに思っているところでございます。こういったことを検討いたしまして、次年度は、一定の利用距離制限をしてみようということで、今、検討しているところでございます。

もう一つは、廃止を含めて検討してるんですけれども、今、現状、福祉バスの設置事業では、色々な課題があって、制限が難しいかなという思いを持っておりますので、違う制度での転換も含めて、検討してまいりたいなと思っております。今も、距離にしても、根拠もございませんし、社会福祉活動という定義を細かくすると、本当に必要な団体が利用できなくなってしまうということが考えられますので、大きな団体を見て、逆に小さな団体が使えなくなってしまうというのも非常に不合理ですし、市としても、広報しながら、そういった団体に利用してくださいという方が、いい制度になると考えておりますので、その辺も含めて、別の方法を検討したいということで、今、利用団体が、どういう状況に

ある団体があるかとか、こういった活動をしている団体があるかということも含めて、調査をしながら検討している最中でございます。

○副委員長

災害時要援護者支援制度についてお尋ねしたいんですけど、これ、基本的に要援護者の方が、同意をしないと、情報は市の方としては得られないということですね。

○社会福祉課主幹(社会係長)

そうです。

○副委員長

これは、個人情報の壁ということですか。

○社会福祉課主幹(社会係長)

この制度を発足させていただくときに、個人情報保護審議会の方に、諮問させていただいた中で、こういう方式ということで、採択をいただいた状況でございますので。先ほど、委員さんからもございましたけれども、地域の自治会なり、民生委員さんといった方々が、本当に地域のことをよくご存じでございますので、そういった方々からの推進ということも一つ、取り組んでいかなければならない点かなとは思っております。現状は、手上げ同意方式というような方法をとっているというのが現実でございます。

○副委員長

それで、例えば、災害時のときだから、あの人、登録してないから助けに行くかとか、そんなことはないと思うんですけど、なりかねない状態なんですけど。これは実は本末転倒な話で、市としてはそんなことは言っていられないですよ。すべての方が、もっと言えば、例えば、登録を希望されなくても、こっちとしては、ご近所の方とか、民生委員さんからでもって、きちっと福祉課の方で管理をせないかんわけですね。何回言っても登録はしてくれないではいかんわけですね。本末転倒で。このへんのところがやっぱりきちっとしてもらわないと、いや、あの人、登録してないから誰も知らなかったと。災害起こって助けられなかったということになったら、これ、大変なことになりますよね。

それとね、例えば、要介護者とか、75歳以上とか、証明もあるかといったときには、きちっと自治会で体制は整っている状態になっているわけですか。なっているわけですね。もう。

○社会福祉課主幹(社会係長)

自治会は、千差万別と言いますか。自治会自体が、全くそういう情報を把握されてない

ところもございますので、一概に言えないんですけども。当然、色々な防災対策をされている地域というのが、そういったことにもう既に取り組んでおられて、マップもつくっておられるというところもございますし、全くそういったことがないというところもございまして、逆に、民生委員さんの活動でも、なかなか、行政側からある程度情報を提供しないと活動ができないというような地域もございます。

○副委員長

わかります。でもね、例えば、何かが起こって、いや、あそこの自治会はこんなの出てないと。ただし、社会福祉課では、きちんとシステムに入れて握っておられるわけですよ。これをいざ、災害があったときに、本当に生かせるかどうかという話なんです。それは、個人情報。自治会が出てないしって。でも、市としては一応、握ってるわけですよ。この辺のところを、今、委員の方からありましたように、推進員の方が、1名が、要するに総括的に管理をされてるわけですよ。例えば、実際に災害が起こったときは、その町だけとは限らないですよ。近隣する市町村も皆、ありますね。それ実際、そのときに、初動体制として、こういう管理システムで動けるかなということを僕は心配してるんです。もちろん、支援者の人も、登録で今、何人ですか。1,822人ですか。これは、協力をされてる方ですよ。民生委員さんとか、近所のあそこの人は、何かあったときにはうちがいきますよということで、登録されてるわけですよ。その辺のところを僕は心配はしてるんですけどもね。

○福祉保健部次長

前もって、地域の中で、そういう仕組みをつくっていただくための一つの方法と言いますか、自分からなかなか頼みにくいと言うか、手上げ方式で、そうすると近所にそういう人はいませんとか、一番、初動で問題なのは、行政とか公のところが行くまでの間に、近くの者で助け合うということが基本だと言われてますので、そういう仕組みをつくっていくというのも一方での、リストを逆に行政も把握して、全部、行政が手配してということは、即座にできないので、地域でそれぞれの互助と言いますか、そういう仕組みが。

○副委員長

わかりました。よくわかりますけども、ちょっと今、聞いただけで、これでひょっとして動けるのかなという気がしますので、もう一つ、何年か前に、幾つかの自治会でもされてますように、病気の方とか、支援が必要な方の血液型とか、掛かり付けのお医者さんとか、そういうのを冷蔵庫に筒に入れて。

○福祉保健部次長

命のバトン。

○委員

ありましたけど、ああいう運動の推進はされてないんですか。もうあれからそんなにうちもやっている、あそこもやっているということを僕も余り聞いてないんですけど。

○福祉保健部次長

今、民児協連の方で、そういう地域の取り組みの報告を毎月の理事会の中でしていただいているところがございますが、その辺も、先進地に行かれたり、やり方を学ばれて、そういう網をかぶせる方法じゃなくて、例えば、彦根市内でもやっておられるところに見に行かれて、聞いて来られて、これやったらできるなということでのそういった取り組みを進めておられるところもございます。

○副委員長

随分、そうお金のかかることじゃないので、簡単にできることですし、特に、やっぱり高齢者を抱えておられるところなんかは当然、あったほうがいいに決まっていますので、何とか、推進をお願いしたいと思います。

○委員

民生委員設置事業について、色々お聞きしてるんですけども、9番と11番の質問をさせていただいたんですが、先ほどの副委員長との会話にもありましたように、8-1の事業推進上の課題で、守秘義務と委員活動の活性化というところを挙げておられるんですけども、こちらから市役所の側から何かお仕事を言わないと、動いてもらえない問題もありますと確か言われたように思うんですが、事前に質問させていただいた、訪問件数は把握されていますかということですが、把握してないけれども、活動記録表として提出していただいていますという回答をいただいているんですが、この活動記録表というのは、確認されているんでしょうか。そういったものにも目を通していただいて、新たな民生委員さんが報告して来られてるところに問題があればまたお願いするという、そういうコミュニケーションのやり取りというのはされていないんでしょうか。

○社会福祉課主幹(社会係長)

この自治会というところでの活動という限定で、物事を把握しているわけではございません。これは、行政報告例という形で、一定の決められた書式で、活動を分類していただいて、その回数は把握させていただいています。ので、例えば、子どもに関することであ

るとか、高齢者に関することとか、色々な項目がございまして、そういった中の、項目の中の回数としては把握させてもらっていますし、地域行事に参加とか、そういったところでの把握はできるというような状況です。

今、質問がございました、行政からお願いする仕事と言いますか、問題という部分ですけども、行政側から実はお願いするケースも多々ございまして、見守りをさせていただきたいというような場合がございます。例えば、児童虐待であるとか、あるいは高齢者の不安な方とか、生活保護の受給者であるとか、そういった情報というのは提供させていただいて、場合によっては、地域で見守っていただいた情報を共有はさせていただいているということはございます。けれども、逆に、強制的にこれをしてくださいということで、お願いするというものではございません。

この前、委員さんの活動というのが、市内に 17、基本的には小学校区で、城東と城西が二つずつに分かれてるんですけども、基本的には学区ごとに法定の協議会というのがございます。そういったところで、今、おっしゃいました地域での活動というのを決められて活動されておられますので、例えば、今回は、高齢者宅の訪問であるとか、友愛訪問とかいった形で、全戸訪問されているケースとかはございますし、個々、委員さんによっては、そういった気になる方のお宅というのは、随時、訪問されておられます。それが、全部かと言われますと、そうでないかもしれません。先ほど、委員さんの個々の活動に任せているというところはあるんですけども、そういったところをさせていただいているというのが現状でございます。

あともう一つは個人情報という部分があるんですけども、これは要するに、例えば、行政が個人情報を出さないからということではなしに、民生委員さんが知り得た情報を、個人情報としてしっかり管理してくださいねということでの指導はさせていただいています。自治会の集会とかで、自治会の会長さんなりと雑談がてらしゃべっておられるのを第三者が聞いて、ちょっと苦情として上げていただくという件もありますので、一概に漏らしておられるとは思ってないんですけども、往々にして誤解を生むような行動であるとか、そういったところはちょっと謹んでほしいというようなところは、指導させていただいているというような状況でございますので、場合によっては、個々のケースについては、直に委員さんが来られまして、こちらからある程度、情報を教えられる部分については、情報提供をさせていただいたりとかして、言及はさせていただいているというのが現状でございます。

○委員

今、お聞きして、安心しました。災害時要支援にもつながって、コミュニケーションが
できているかという、ちょっと聞かせていただいような感じがします。守秘義務も、やっ
ぱり確認をしていく必要はあると思います。ふとしたことで、何気なしに雑談とかで、人
間ですのであると思いますので、そういう部分も今、確認されてるということでしたし。
民生委員さんによっては、頻繁に活動されている人と、そうでない人もあるみたいなので、
そこは統一されたほうがいいんじゃないかなということを思いました。

○委員長

ここで、「支え合いまちづくりの推進」につきましての評価を決めたいと思います。事
前に評価等をいただいておりますけども、変更等ございましたら申し出をいただきたいと
思います。変更ございませんでしょうか。ないようでございますので、集計表のとおりと
決定させていただきます。ありがとうございます。総括評価につきましては、毎回のごと
く、事務局の方で意見を取りまとめていただいてよろしいでしょうか。それではよろしく
お願いします。

[341 支え合いまちづくりの推進]

事前評価からの変更なし。

有効性 18.1 必要性 18.1 妥当性 11.2 効率性 14.3

[341 支え合いまちづくりの推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[344 生活支援体制の充実]

○委員長

それでは、次の施策に移らせていただきます。344 生活支援体制の充実につきまして、
担当部署より簡潔に説明をお願いします。

○福祉保健部次長

今日的な状況ですけれども、御存じのように、経済状況の悪化に伴いまして、生活保護
の相談・申請件数は、平成 22 年度に急増いたしました。その後も、若干の落ち着く傾向

にあるんですけれども増加しているというような状況でございます。これに対応する相談支援体制の整備ということで、面接専門の相談員の配置、また、自立助長に向けての就労支援員等を配置することによりまして、生活保護の運営体制の強化等も取り組みを行っておりますし、今後とも必要になってきているということでございます。

特に、困窮に至る要因というものが、不況による離職とか、傷病、それから、高齢者のみの世帯の年金等の低額とか、離婚に伴うもの。こういったものが増加しておりまして、その背景として、社会保障全般の問題でありますとか、扶養義務の意識、それから、消費生活の変化等が挙げられます。

生活保護制度と言いますのは、本来、社会保障制度が機能していることを前提といたしまして、それらの制度では支えることのできない、そういう方々の最低限度の生活を保障するものでありますことから、国においては、生活保護申請前に、困窮者を支えていく住宅手当の支給など、第2のセーフティネット制を図ってきております。現状では、こういった雇用、社会保障、それからもう一つは、次世代につながっていく教育などの各分野における総合的な困窮者への支援の仕組みを充実していくということが、非常に重要になってきているところでございます。

今後の「めざす成果」といたしましては、生活困窮に陥った世帯に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長していくことで、市民が安心した生活を送れることを目指していく。これが、生活保護制度の本旨であります。

続いて、平成 23 年度、主要な事業の取り組みでございますが、基本的には生活保護の適用、それから制度の運用ということになってきます。まず1番目として、相談、自立体制の確立ということでございますが、その1番目ということで、民生委員・児童委員との協力関係の充実。今までの民生委員さんの活動がございましたけれども、今後においても、生活困窮の相談や保護の申請適用時には、意見聴取をしたりですとか、必要な見守りをお願いしたり、そういったことでの協力をいただいております。適用中もですし、やはり自立後の世帯については、こういった状況で廃止になりましたというような状況を報告をしているところでございます。

それから2番目に、窓口相談の充実、実施体制の整備ということで、これにつきましては、社会福祉制度全般の専門的な知識を有します初期の面接相談員。この者を1名、配置しております。そして、また就労に関する直接的な支援もですけれども、そこに至る意欲ですね。意欲減退をしておられるような方に対して、意欲を喚起していくと。こういう支

援員を1名。そして、さらには、教育において、例えば、学校に不登校になっているような子どもさんですとか、なかなか学力を上げていく環境が十分でないというようなご家庭に、学力向上サポーター2名を配置しまして、支援をしていくというような活動を行っているところでございます。

それから、2番目に、自立の促進ということで、これのまず一つ目として、支援プログラム等の推進。これは、先ほどの喚起支援員とは別に、就労支援プログラムを作成して適用していく就労支援員1名を設置しております。この方については、職業安定所との連携なり、履歴書の書き方から、面接の受け方とか、そういった指導まで含めて、自立支援のための就労に向けた積極的な支援を展開しております。

それからもう一つ、他法他施策活用ということで、特に、御自分ではなかなか色々な制度を理解し、自分で活用していくということが難しい方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々には、年金の加入期間調査でありますとか、資産活用、それから扶養義務者の方々への依頼、まさに他法の活用などを調査し、適用していくという、こういう活用も1名を配置して実施しております。

それから、次の指標としておりますのは、実はこれは訪問の達成率。基本的には計画というもので、その方々、ケースごとに、年何回訪問ということを設定していますが、その達成率。これにつきましては、現在、50%ということで、目標としては、27年度には完全訪問ということを目標としておりまして、予定よりはおくれているという評価をしております。

評価の観点でございますけれども、有効性については「高い」、必要性については「高い」、それから妥当性については「やや高い」、それから効率性については「どちらとも言えない」というような評価の観点にしております。

それから、今後のことでございますけれども、今、申し上げましたように、今現在の経済状況を反映する形で、特に、自立廃止も増えてはおりますけれども、申請の方も減らないというような状況になっておりまして、申請時の面接、それから自立支援のための就労支援、それから、家庭における学習のサポーター等々、今までにケースワーカーが単独でやっておりました業務の内容をそれぞれ専門化して、分業という形で実践していくことによって、自立に向けて生活保護受給期間が長くならないような、早い段階での自立を目指していくというようなことを中心に、今後、展開していくようなことを考えております。

関連する事業についてはここに書いてあるとおりです。本来、保護の適用実施と自立助

長ということが目的になってございます。

○委員長

それでは、ご質問とかご意見ございましたら、ご自由によろしくをお願いします。

じゃあ、私の方から質問させていただきます。事前に出している質問ですが、中学生を対象とした学習支援のことですけれども、こちらの方では希望児童に対してそういう支援をされてるということですが、今回、25 名でしたね。それは、生活保護世帯の中で、特に希望された方ということですが、その 25 名というのは、保護世帯の中の何%ぐらいに当たるのでしょうか。25 というのは。

○社会福祉課主幹(保護係長)

その全対象者については、44 名の方が対象になってるということです。全体の受給者の数が 1,031 でございます。

○委員長

25 名というのは 44 名中の 25 名ということですね。ということは、あと 19 名の方は希望されていないということですね。その方たちは学力的にはどうなのかはわからない、把握されておられないですね。

○社会福祉課主幹(保護係長)

聞き取りの中で、把握しているのは、学力のある子どもさんで、それを受けなくても学校でしっかり勉強しているからもうちはいいよという、そういう方です。親御さんが、子どもさんに聞いたら、部活とかで忙しいのもういいであるとか、最初から興味がまずないので断っておられるという方もいらっしゃいます。

○委員長

はい。わかりました。興味のない方を是非。

○社会福祉課主幹(保護係長)

蛇足ですけれども、そういう方に対しては、ケースワーカーの方が、親御さんに、必要性を説明して、その学力向上サポーターの者も一緒におうちを訪問して、1 回やってみないかというような、そういう声かけというのはさせていただきます。

○副委員長

近年、生活保護費の不正受給で中止になった例は彦根もありますか。

○社会福祉課主幹(保護係長)

中止というより、別物でございまして、生活保護費というのは、最低生活も維持できな

い方に対して生活保護費を支給するということであります。あと、不正受給とかの場合、本来、収入申告をするべきものを怠ってしていなかったというのは確認してるんです。それについては、今現在の生活保護とはまた別に、お金をちゃんと返還してねという。そういうふうな不正受給というものがあるんです。

○副委員長

それは申請の段階でストップできるんですね。例えば、何年間、受けておられて、不正が発覚して取りやめになったとかいう例はないわけですね。

○社会福祉課主幹(保護係長)

不正が発覚したときに、例えば、今、現在も働いておられるというので、最低生活費を上回った収入があるという方については廃止ということになるんですが、今のところ本市においてはございません。

○大委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ではないようでございますので、ここで委員会としての評価を決めたいと思います。それでは、事前にいただいております評価につきまして、変更等ございましたらお申し出をお願いします。変更ございませんか。ではないようでございますので、集計表のとおりと決定させていただきます。ありがとうございます。

[344 生活支援体制の充実]

事前評価からの変更なし。

有効性 15.6 必要性 18.1 妥当性 13.7 効率性 13.7

[344 生活支援体制の充実の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[342 障害者(児)福祉の推進]

○委員長

342 障害者(児)福祉の推進につきまして、担当部署より簡潔に説明をお願いします。

○福祉保健部次長

現状と課題ですが、まず、障害者福祉と言いましても、範囲は身体的、知的、精神と、3 障害がございます。3 障害について、現状と課題としましては、全体的な障害者数の増加や、障害者の方の高齢化、それから障害程度の重度化、重複化。こういったものが進む中において、障害に対応して、いかにきめ細かい福祉サービスを提供していくかということにございます。

また、自立と社会参加に向けた支援面からは、移動支援やスポーツ、文化活動等の場の提供も挙げられます。さらに、発達支援の面からは、早期の発見、早期療育ならびに、人生の各ステージに応じました将来にわたっての総合的な支援体制の構築と整備が求められているところでございます。

また、ノーマライゼーションの理念に基づきまして、施設、病院などから地域生活の場へ、移行が求められておりまして、障害者理解の向上と、生活環境の整備が必要となってきたところが、全体的な課題となってきました。

「めざす成果」といたしましては、障害者自身が地域の中で自分らしく生きることが出来るまちを目指すということと、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合い、共生できるまちを目指すということに重きを置いております。

平成23年度の主要な事業の取り組みの概要でございますが、個々の事業につきましては、大変多くの個別の事業が入っておりますが、それらを2本の柱に簡単にまとめて、概要として説明をさせていただきます。まず、1番目に、地域生活の支援ということでございます。いずれの障害に対するサービスにつきましても、生活の質の向上を図るために、内容や供給態勢の充実に努めております。主に、24時間対応の在宅福祉サービス事業の委託ですとか、重度心身障害者の通院施設への運営費の補助、日常生活用具の給付、地域活動支援センター事業の委託等を実施してまいりました。また、生活全般にかかわる事項に関しまして、気軽に相談できる相談支援事業を2業所に委託実施してまいりました。

次に、社会参加の促進ということでございますが、障害のある人の移動や外出支援のために、社会生活上、必要な移動や外出を容易にするよう移動支援事業を推進するとともに、重度の心身障害者に対し自動車燃料費、福祉タクシー運賃の助成を行いました。さらに、視覚・聴覚障害者の情報収集やコミュニケーション手段の確保のために、点字広報等の発行や専任手話通訳者の配置に努めました。

それから、3番目として、雇用・就労の促進ということで、一般就労が困難な障害者に対する就労と職場の定着に向けた支援として、湖東地域障害者就労生活支援センターに運

営経費の一部を助成いたしました。新規就労及び職場定着に取り組んでまいりました。

4つ目に、障害者施策の総合的な推進としまして、市の障害福祉施策の基本を定めます「ひこね障害者まちづくりプラン」ならびに障害福祉サービスの数値目標とその確保の方策を定めます「第3期彦根市障害福祉計画」を策定しました。また、障害がある子どもたちに早期療育を進め、子どもの成長・発達を促し、障害の軽減、認知障害の予防に努めるため、障害児療育事業、「あすなろ教室」の実施をいたしております。

概要としては以上でございます。次に、指標による評価ということでございます。これにつきましては、一つ目に訪問系サービスの実人数について、平成23年度の実績が154人となっております。平成27年度の目標値135人を既に超えております。また、二つ目の働き暮らし応援センターが支援しました新規就労者につきましては、平成23年度が51人。これも27年度の目標値33人を上回っております。ということで、予定とおりに今、進んでいるという評価にしております。

評価の観点でございますけれども、有効性及び必要性については「高い」といたしました。また、妥当性と効率性については「やや高い」としております。

今後の施策の展開方法でございますが、ここにつきましては、法に基づく福祉サービス給付や、地域生活支援事業の各種サービスを提供することによって、障害のある人の生活支援を行っていくこととなりますけれども、特に、重症心身障害者や、発達障害、行動障害のある人への支援拡大が必要となっております。また、障害福祉の分野では、以前より、湖東定住自立圏の圏域で、広域で取り組む事業に取り組んできておりまして、引き続き、専門的な対応と、事業の共同実施を図ってまいりたいと考えております。さらには、将来にわたるライフステージに応じた切れ目のない支援が求められておりまして、高齢者、児童、それから教育の部門とも緊密な連携をしていく必要があるところでございます。

事業につきましては、その次に、ずっと関連事業を挙げさせていただいているものがございます。簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○委員長

それでは、質問、あるいは意見等ございましたら、ご自由にお願ひします。

○副委員長

お尋ねしたいんですけど、障害者の方を雇用するにあたって、採用された企業には何か、特別に補助金とか援助金とかそういうものはございますか。また、雇用を促進するために、特に企業に雇用促進のために、市としては積極的に働きをかけておられるということがあ

りましたら、お聞かせいただきたいんですが。

○障害福祉課長

障害のある方の雇用の促進につきましては、基本的には労働政策の方になりますので、今、ご質問にありました企業に対する何らかの恩典でありますとか、そういうことにつきましては、基本的には労働政策の方でありまして、障害福祉としては、特にしておりません。一番大きいのは、法定雇用率の問題がありまして、法定雇用率を満たしていない企業からお金をペナルティとしていただいて、そのお金を原資として、法定雇用率を達成している企業に対して報奨金のようなものが出るという制度は労働政策においてはございます。

○副委員長

積極的に何か障害者の方を雇用してくださいと企業への働きかけなんかは、指導では。

○障害福祉課長

障害福祉の関係でやっているものとしましては、事務事業評価の中に出てまいりますけれども、働き暮らし応援センターというのがございますので、そこに対して就労サポーターでありますとか、新規の職場開拓でありますとか、あるいは障害のある方を受け入れてくださった企業に対して、指導をしたりとか、あるいは情報奉仕という形で、障害のある方をサポートする。そういう事業を行う事業所なんですけど、そこに対して運営費の一部を補助することによって、間接的に支援をしているということとはございます。

○副委員長

法定雇用率というのは何%ですか。

○障害福祉課長

民間企業ですと、現在は 1.8%ですが、来年 4 月 1 日には、これが 2.0%に引き上げられる見通しでございます。ちなみに滋賀県は確か、全国で 1、2 番という法定雇用率で、非常に法定雇用率としては高い。

○委員長

基本的なことをお聞きいたしますけど、専任手話通訳さんのことですが、これは、すべて日本語での手話の方でしょうか。それとも例えば、外国の方が出てこられて、障害持っておられて、そういった方に対する手話というのは、これは日本語では多分できないと思うんですが、そういったことはありうるというのか。

○障害福祉課長

今のところ、私どもで関わらせていただいている手話通訳業務の中ではそうした例はご

ざいませんが、可能性としてはございます。また、手話は、国際的に共通なものではございませんので、日本人が使っている手話が外国人にそのまま使えるかというところではございませんし、また国内においても、いわば方言のような感じで、この地域にしか共通でないというような手話もございますので、もしもそういう方がいらした場合には、外国の通訳と手話の通訳とを二人つけるということになると思います。

○委員長

今のところそういう方はいらっしゃらない。

○障害福祉課長

今のところはそういう方はいらっしゃいません。

○副委員長

子どもたちの精神障害、発達障害なんですけれども、近年、増えておりますか。

○障害福祉課長

先日も文科省が実施しております発達障害の方の結果が出ておりました。確か、通常学級に 6.5%の割合で、発達障害の子どもたちがいると書いてございましたが、全体調査では、6.3%になりましたので、そういうところからも、数値としては伸びていっているということは言えるかと思います。

○副委員長

彦根の場合は。

○障害福祉課長

彦根は確か、6.5%を上回るような数字であったと思います。7%前後ではなかったかと思います。記憶ですが。

○委員長

それでは委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、変更等ございましたら、申し出をお願いします。変更ございませんか。では、ないようでございますので、集計表のとおりと決定させていただきます。

[342 障害者(児)福祉の推進]

事前評価からの変更なし。

有効性 18.1 必要性 18.7 妥当性 16.2 効率性 14.3

[342 障害者(児)福祉の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

〔施策の評価〕

〔343 高齢者支援の推進〕

○委員長

それでは 343 高齢者支援の推進につきまして、担当部署より簡潔に説明をお願いします。

○福祉保健部次長

まず、現状と課題から先にさせていただきます。高齢化率ですけれども、今後も上昇していくことが予測されます。いわゆる団塊の世代の方々が、高齢者の仲間入りをされ、新たな就労や社会参加が期待されるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを実現することが課題となっています。

次に、全国の要介護認定者中の認知症の高齢者数につきましても、増加傾向にございまして、これらに対します、認知症対策事業を効果的に推進していく必要がございます。また、介護サービス利用者にとっては、質の高いサービスを提供するために、人材の確保も課題となっておりますことや、介護保険者としても、各種サービスの確保や質の向上を図っていく必要がございます。さらに、経済情勢の低迷等によりまして、介護保険料の収納率が低下傾向にあることから、収納率の向上を図っていく必要があります。こういったことが課題となっております。

「めざす成果」といたしましては、地域での支え合い活動を支援し、自主的な健康づくり活動や認知症を理解するための取り組みを推進することにより、高齢者が安心して暮らせる環境づくりをめざします。

次に、介護予防事業を推進し、高齢者が意欲をもって就労することで、地域の活力を担う一員として活躍できる高齢者の増加を目指します。そして地域密着型サービスの基盤確保に努めまして、介護職員の質の向上を図るなど、良質なサービスが提供されることを目指しています。これが「めざす成果」でございます。

平成 23 年度における主な事業の取り組み概要ですけれども、その 1 番目といたしまして、「高齢者の活動支援の充実」ということです。高齢者の活動支援といたしましては、老人クラブ活動に助成をし、また、働くことについて、社会参加と健康増進につなげる活動を行うシルバー人材センターに補助を行っております。また、緊急時の通報装置の設置によ

りまして、一人暮らしの高齢者の生活の不安解消を図るとともに、自宅改造に必要な経費助成を行い、高齢者の生活支援と家族の介護負担の軽減も図りました。

次に、二つ目の「介護予防等の推進」でございますが、その1番目として、介護予防の推進。これは、介護予防教室を開催いたしまして、介護予防に関する基本的な知識の普及、啓発を図りましたほか、地域の宅老所の運営事業に対し、補助を行いました。また、サービスの利用者負担軽減を図ったり、おむつ等購入費の助成を実施いたしました。さらに、介護予防指導員の養成とともに、市民活動への支援を行い、独居の高齢者の実態把握と対象者の方々への運動機能の向上を図ってまいりました。

大きい柱の2番目の二つ目、認知症対策の推進ということで、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方とその家族等の理解者の増加を図るとともに、ボランティア養成を行い、街頭啓発、それからパネル展示等により、理解の普及啓発に取り組みしました。

大きい柱の3番目でございますけれども、介護保険事業の運営につきましては、認知症対応型グループホームの整備ですとか、介護職員の人材確保と定着のための職場説明会、研修会を開催いたしました。また、地域包括支援センターを設置いたしまして、介護予防事業や包括的支援事業を実施いたしました。また、介護保険制度の安定した運営のために、収納におきましての嘱託収納員による徴収や、口座振替等の勧奨、滞納処分の実施等により保険料収納率の向上に努めております。

それから指標による評価でございますけれども、シルバー人材センターの登録者の割合。これにつきましては、65歳以上の人口に対する割合で、27年度の4.5%の目標値に対し、平成23年度では、3.4%となっております。また、65歳以上の人口に対する要介護等の認定者数の割合でございますけれども、目標値15.6%に対し、16.7%ということになってございます。進捗状況の評価については、予定より遅れているという評価になります。

評価の観点でございますけれども、有効性、必要性につきましては「高い」、妥当性につきましては「やや高い」、効率性につきましては「何とも言えない」という評価を行っております。

今後の施策の展開方法ですけれども、高齢者が自立した日常生活を営めるように、暮らしやすい住まいづくりに対する支援、生活不安の解消や安全確保のため、緊急通報システム等のサービスを継続してまいります。また、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの助成についても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。介護予防等の推進につきましては、出前講座等の実施によりまず身近な地域での介護予防事業を推進するとと

もに、地域包括支援センターが実施いたします地域の独居高齢者の実態把握によりまして、支援が必要な高齢者を介護予防事業の参加につなぐことに取り組みいたします。また、認知症サポーターを養成し、キャラバン・メイトの資質向上を図るとともに、市民に対し、街頭啓発等、より広く認知症に対する理解を浸透させていきたいと考えております。

介護保険事業の運営につきましては、介護保険事業計画に基づきまして、介護老人福祉施設や地域密着型サービスの整備を図るとともに、介護職員の人材確保のために、広域で職場説明会を開催してまいりたいと思います。また、介護保険制度の維持のために、制度の趣旨等の理解を求める啓発等を行い、保険料につきましては、収納率のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

関連する主要事業につきましては、非常に多くございますが、ここに載せてあるとおりでございます。

○委員長

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらご自由にお願ひします。どうぞ。

○委員

現状と課題のところ、全国の要介護認定者や認知症の高齢者が、平成 27 年度には 10 人に 1 人で、平成 23 年度の 8 月現在では、8.6 人に 1 人という推計が出ているところで、認知症の対象の高齢者が増えていると思うのですが、ここに老人クラブ活動助成事業が人数が減っているのか、ここは、お年寄りが、この老人クラブに入るほど元気な人がいないのか、それとも活動は別個に移動してきているのか。それから老人福祉月間事業の敬老行事参加率が 62% で、これも目標よりも低いんですけども、こういう事業にもお年寄りが参加していないのは、この数字をどう捉えるのかということと、それから、緊急預かり介護施設登録率も、現在値が 32% で、こういう施設を、事業を利用するお年寄りがいないのか。あるいは国事業対象者把握事業のところ、65 歳以上の人口の 5% の 673 人の人が、現在としては二次予防対象者になっているということですけども、これも拾い切れてないのか、この人数をどう捉えたらいいのか聞かせていただきたいんですけども。

○介護福祉課長

今、質問が幾つかございまして、老人クラブの加入率。また福祉月間での参加率。それから緊急預かり介護施設実態把握事業のご質問がありましたが、老人クラブにつきましては、高齢化率が上がってきているんですけども、加入者が減ってきているという現象です。これにつきましては、老人クラブに色々な活動が幾つもありまして、役員の方、大変、ご

苦劳いただいているんですけども、老人クラブに入っていきますと、役員の負担をしなければいけないということもございます。老人クラブの方に加入をせずに、自分たちで自治会の中で活動をしていこうという方も一方ではおられまして、そういうことで、加入の方が、減ってきているという現状がございます。その辺は、老人クラブ連合会と介護福祉課で、加入促進についての策はないのかということで話もさせていただいております、老人クラブの中でも、学区の活性化の事業を考えていただいたりとか、ご提案の方もいただいておりますけど、なかなか実態が加入率に結びついてないということがございます。

あと、福祉月間につきましても、同じように敬老の日に学区社協さんが中心となってやっております。これも、敬老の祝賀行事をしていただいたり、敬老会に来ていただけない方はご自宅の方へ訪問をしていただいて、敬老の祝いのものを渡していただいたりしているんですけど、どうしても、その福祉月間の方で、敬老祝賀会と言うか、そういうお祝い会の方が中心になっておりまして、当然、高齢化率は高まっているんですけども、外に出て行っていただくという方でないと、なかなか参加の率が上がってないということになっております。ほかにも幾つかご指摘がありましたけども、どうしても、高齢化率は上がっているんですけども、そのような実態の参加に結びついてないということがございます。

○委員

高齢化率は高まっているが参加に結びついてないということは、健康なお年寄りが別の老人クラブとかいう枠じゃなくて、別のところで自分たちで自主的に活動をしているということを今、おっしゃいましたよね。ということは、高齢化率は高まっているが、元気なお年寄りが増えているということなんですか。

○介護福祉課長

そうですね。介護の認定を受けられる方は、80歳以上の方が主体的で、それ以下のパーセンテージは低くなってきます。地域での色々な社会参加というか、地域の自治会なりの行事に参加していただいたりとか、ご自身で、スポーツジムへ行っていただいたりとか、そういう、自身での介護の要望をされているということがありますが、もう一つは、そのような、今度は全体のつながり、介護予防の場合、今、そういう地域の中に出て行っていただくというのも介護予防に当たるんですけども、やっぱりどちらかと言うと、個人主義的なところも増えてきているのは実態でして、そういう交わりをやや敬遠されるという方もおられると思われますので、参加率が低くなっているんじゃないかなと考えております。

○委員

もうちょっとお聞きしたいんですけども、ということは、全国的に見ると、23 年度は 8.6 人に 1 人の認知症高齢者なんですけども、彦根市はその数値には至らなかった。

○介護福祉課長

認知症の場合は、厚生労働省が 8 月 24 日に発表している認知症の高齢者数というのは 305 万人でございます。認知症の高齢者の場合は、日常生活自立度 2 以上という区切りがございまして、これも専門用語になりまして、日常生活に支障をきたすような症状、行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できるというのが自立生活、日常生活自立度 2 に当たるんですけど、それを算出をさせていただきますと、彦根市でいうと、2,050 人で、65 歳以上の高齢者の約 8.6%と、今現在、集計をさせていただくとそのような形になっております。

○委員

それは、近県では多い方になるんですか。

○介護福祉課職員

よその地域との比較はしておりません。

○委員

65 歳以上の人口に対する要介護度の認定者の割合というのは、21 年度から比べて 27 年度の目標値より上がっていますが、ここの数字の捉え方はどう考えたらいいんですか。

○介護福祉課長

その数値でございますが、実際、15.6 という目標設定をしていたんですが、実際は 16.7 ということで、高齢化の進行と言うか、実際、要支援 1 から要介護 2 の軽度者が、こちらが想定していたよりもかなり多くなってきている。最初は緩やかに増加していくと考えていたんですけども、それが、伸び率が非常に高かったということで、指標は、こちらとしても、当初、考えていなかった数字でございます。

○委員

ということは、やっぱり、この二次予防対策のところでも漏れてるとか、呼びかけがもっともっと足りないような気がしますし、色々な老人クラブとか、高齢化率が高まっているんだけど、参加に対する認識がちょっと変わってきているので、それに対する対応策みたいなものをもっとしていただければありがたいと思いました。

○介護福祉課長

そこにつきましても、やはりこちらとしましては、広報、彦根市ホームページでは、かなり、周知はさせていただいているところですが、対象の方が高齢者の方でございますので、その辺の周知の仕方をもう一度、課の中でも検討するように。特に、介護予防につきましては、委員さんがおっしゃられているとおりで、非常に大切なこと。成人の部分からも非常に大切な部分ですけども、そういうことも含めまして、福祉保健部内で協力をしながら、成人の部分も含めまして、予防にこれからも積極的に取り組んでいかなければならないということも考えておりまして、かなりの検討をしておりますし、どのような事業を展開していくのかということも、検討をしております。

○委員

もうちょっとお願いですけど、縦の仕事ではなくて、健康推進課の方にも関わっていくと思いますので、横とのつながりも働きかけて活動していただけるとありがたいです。

○委員

現状と課題のところ、今後の高齢化率は上昇していくと予想されますと言ったんですが、予想じゃないですね。確実ですよ。どちらかと言えば。それは私の見解かもしれないですか。多分、皆さん、そう思っておられると思うんですね。ということは、こういった高齢者支援の推進に関する施策の対象となる人はどんどん増えてくるということですね。ということは、事業費が増大してくるのはもう目に見えている。ということは、誰もが健康で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを実現することが課題となっています。確かに市民目線ではそうだと思うんですが、行政の立場としては、そういった増大する財源に対してどうしていくのかということが私は課題だと思っています。一つ一つの施策については、それによって恩恵という言い方はおかしいですけど、助かってる方もいらっしゃるんではないかと、必要なものであるし、課題を解決するためにはこういう内容でやってるよということ自体は間違っていないんですけども、相対として、このままでいいのか。事業内容がどうだとかよりも、増大するものに対してどうしていったらいいのかということについて、その課題をどう捉えておられるかをお聞きしたいです。私、総括評価にもそう書いているんですけど。このままではいけないでしょ。やっぱり、色々な事業を転換させたりとか、少しずつ、シフトしていくということが私は必要かなと思っています。それに対して、どういうまちづくりを実現するかも課題なんですけど、そうではなくて、行政としてはお金かかることをどう考えていくかということを経営の整理とかをする必要があるんじゃないかと、私は思うんですが、それについてはどう思われますか。

○介護福祉課長

これにつきましては、今、おっしゃられているとおりでございます、介護保険の事業に、給付も含めまして、23年度決算ベースで57億です。これは、次の25年度の予算ベースで考えますと、もう67億になります。もうそれだけで、既に10億近く開きがありますので。事業につきましては、これは、介護保険事業につきましては、国、県、市、それと、1号保険者、65歳以上の方、これと40歳以上の2号保険者の方で、介護保険事業の財源を賄っております。それぞれ、それが介護予防であれば、どれだけのパーセンテージまでというのは、国が知らせてる数字がございまして、その数字に当てはめて予算を執行させていただいているんですけども、特に、介護予防につきましては、パーセンテージがあるものにつきましては、今、国が示しているパーセンテージにはまだ到達しておらないものでして、一番、大切に考えているところは、介護予防事業を今後、どうしていくのかというのが、介護保険の給付費のサービスにつながってくると考えておりまして、当然、予防をしていきますと、給付の伸びを抑えていけるということになります。そういうことで、今、介護福祉課としましては、介護予防事業を、先程もちよっと申し上げてるんですけども、積極的にいかにしていくのかと。どういうメニューを考えていくのかということを考えておりますので、今の事業につきましては、当然、やっていかなければならない事業を、今現在、やっているんですけども。また、一つ一つの事業につきましては、それぞれ精査は必要にはなってくるとおられますので、介護給付費はこれからもどんどん伸びていくという実態がございまして、その伸びをやっぱり抑えていくということ、実際、伸びますと、どこに跳ね返るかと言いますと、介護保険料に跳ね返ってくるということになってきますので、介護保険の制度につきましては、一般施策で行う事業もありますけど、どちらかと言うと支え合いでやっている事業でございまして、介護保険の事業の中で、いかに事業を色々と考えていくのかというところを今、中で検討しています。

ここにあげさせていただいている主要な事業につきましては、今現在、目標値に達していない事業も幾つもございまして、今、介護福祉課としては、必要であるという認識を持って事業を展開しております。

○委員

わかりました。総括評価にちょっと違う切り口で書いてあるんですけど、もう彦根市全体の中から見ると、やっぱりそれも緊急の課題ではないのかなと、別に彦根市だけじゃなくて、多分、ほかも全部そうだと思うんですけど、緊急の課題だと思います。ぜひ。

○委員長

私から、関連で、今、財源の問題がありましたので、お伺いしたいんですが、介護保険料を徴収するというのは本当に大変だと思うんですが、低所得者に対して、分割で納入を求めているんですけども、見ていますと、年間 18 万円ぐらいの方が、かなりたくさん、いらっしゃるということで、恐らく、かなり分割しても難しいじゃないかなという思いがするんですが、分割納入を勧められてこれに応じられる方というのは、どうなんでしょう。これ、ほとんどはそうでしょうか。それとも、今も申し上げたように、払えないよという方もいらっしゃると思うんですが、その場合、どう対応されるのか。

○保険料課長

今の、保険料の関係ですけれども、こちらに書いておりますように、納付相談をさせていただいて、その中で、分割納入が可能であるという方については、分割での納付をいただいております。これは、正確な数字がわかりませんが、今、現在、20、30 件程度はあったと思います。納付相談の結果、どうしても支払いができていないというような方も、中にはいらっしゃいますけれども、できる限り納付をいただくというようなことでお話はさせていただいております。その場合は、その方の財産等調べさせていただいた上で、どうしても払えないという場合は、不納欠損というような方法になっております。

○委員長

要するに、滞納額の合計が約 2,330 万となっておりますから、恐らくその中には、今、おっしゃったような方々のお金も入っていると思うんですけども、払えるのに払わない方と、今言ったような、どうしても払えない方とあると思うんですけど、この滞納額の額は両方含んでと理解してよろしいでしょうか。

○保険料課長

そうですね。払える人と、払えない人といいます。

○委員

緊急通報システムというのを教えていただきたいんですけども、独居高齢者の見守りのシステムとして非常に必要なシステムだと思うんですけども、これは全体の 1 割と書かれているんですが、これ、23 年度からずっと目標値が 440 で一定なんですけど、これは、増えないという意味ですか。440 づつ加算していくということですか。

○介護福祉課職員

目標値につきましては、独居高齢者の 1 割ということを目標に掲げているんですけど

も、年間を通しますと、新規に取りつける数もありますが、同じように廃止をする件数もありまして、なかなか伸びないというのが実情でございます。22 年度末を見ますと 373 台ございまして、23 年度に入りまして、新規に取りつけた台数が 68 台ございましたが、廃止になった台数が 42 台ございましたので、結果的に 399 台というようなことでございました。中には死亡されたり、あるいは施設入所されたり、あと、家族と同居されたりということで、生活のスタイルが変わりまして、通報システムが必要でなくなったということが年間かなりございますので、なかなか爆発的に台数がふえるものではございませんが、独居高齢者の 1 割を目標に挙げているところでございます。

○委員

特殊なシステムなんですか。どのようなシステムなんですか。

○介護福祉課職員

電話回線に取りつける機械があるんですけども、ボタンがありまして、それを押せば、委託先の事業所につながりまして、そこのオペレーターと電話口で。電話機の受話器を使っているのではなくて、電話機に接続した機械を通じてしゃべるというものでございます。

○委員

このシステム委託料というのがあるんですけども、これが登録した件数が増えても減っても、増えた分だけ増加するということですか。

○介護福祉課職員

そうなりますね。

○委員

1 割を目標ということなんですけども、やはり、独り暮らしの老人の見守りをするというシステムというのは、非常に大切なものだと思いますし、普及には努めていただきたいと思うんですけども、そういった予算的なところも当然、あるんでしょうけれども、目標値としては 1 割で一定というのはどうかなというのが率直な感想ですし、あと、やはり、家族と離れておられるという何らかの事情で離れておられるわけですので、受益者負担でという形で、そういった家族の方とも連携をとりながらそういった設置台数をふやしていけるような方向性を持たれた方がいいのではないかなと思います。

○保険料課長

先ほどの不納欠損の関係なんですけど、財産がなくて徴収ができないというような方々は、23 年度で 57。

○委員長

57. はい、ありがとうございます。どうしても納められない方がこれだけいらっしゃるということは、結局、その分、滞納分が増えていくわけで、その増えてきた滞納額がその他で徴収できませんから、これは市の方で何か補填されてるということなんでしょうか。

○保険料課長

補填ということはないです。

○委員長

そのまま放っておかれるということですか。

○保険料課長

それは、2年の時効がございますので、2年の期間、徴収権を行使しない場合は、それを欠損していくという形になります。

○委員長

特に過年度分の滞納額というのは、これ、2年の額というふうに考えていいですか。

○保険料課長

これは、分納誓約とか、差押によりまして、時効の中断等がしておりますので、5年、6年前のものの中にはあります。

○委員

これもしかすると高齢者福祉はここだけのことじゃなくて、福祉全般のことなのかもしれませんが、例えば、今の滞納しているのが57件あるとかいう数値が実数としてではなくて、多いか少ないかとかってということを見たときに、総じて、彦根市の福祉にかけておられるいろんな事業等ですよ。そのもの自体が、今の段階で、十分であるという認識において、それを維持する。あるいはそれを続けていくというようなものなのか。やはり財政的なこともあって、もう少し切り詰めないといけないものだという認識なのかという。もっと言い方は悪いんですけど、彦根市の福祉というのは、例えば、県内、ほかの市からしてもいけてるぞというような認識で仕事されてるのか、いや、うちはちょっと福祉に関しては劣って、もっと頑張らんといけないぞと思って仕事されてるのか。そのあたり、ざっくりした聞き方で申し訳ないんですが。それぞれ実数、あるいはサービスの理念とかいうことだけ聞くと、もちろん、大事だろうなとは思いますが、そのあたりで、福祉の今のサービスというものが、最低限でやってるものなのか。もう少し精査をしたときに、ギリギリ最低限のセーフティネットとしては、もうちょっと切り詰めて考えないといけな

いものという認識なのか。何となく、ずっとされてきた中で、必要として使っておられる方がいる以上は、なかなか切れないというのはよくわかるんですけども、トータルとして、どこまでのことがやれているかというところが、自治体としてしっかりとしたものがある、それに向かって進んでいるのか。とにかく、もう、手当たり次第、しないといけないことがあって、お金のある分だけで、何とか全部、手当たり次第、やっていますというような状況なのかというところで。何となく、数字も今、聞かせてもらっていても、ちょっとピンとこないという意味では、単純に今、いけているんですかね。彦根市の福祉サービスというのは。例えば、周りと比べて。これだけのことはやれてますというような、そういう数値というか、そういう指標が見えてこない、全体としていいか悪いかという判断もしづらいところがあるんですけど、そのあたりで、周りとの比較を含めたところで言うと、十分やれていると、今、現在。どういう認識でされているのかなとちょっと聞きたいです。

○福祉保健部次長

答えが非常に難しいですけども。それは総合的に福祉というものを自治体比較の中でどう評価するかというのは、個別の評価。個別というのは、分野ごとと言ってもいいですけども、細分化した中での評価比較でしかできないと思いますね。じゃあ、福祉というときに、高齢者のことも、障害者のことも、生活保護のこともあるという中で、総合的にという、単純にその話であれば、正直な話、それを一言で言えと言われれば難しい。

○委員

例えば、高齢者支援という観点で見たときに、ほかと比べて、こういうところが充実しているとか、彦根市としてはここまでのことができてからよしとするというようなところ。ある意味で、何となく前向きなと言うか、できていますとか、あるいは、こういうところがプラスとして見えていますというところは。

○福祉保健部次長

メニューという考え方で言えば、できてないという評価ではないと思います。ただ、さっき細分化って言い方をしたけれども、分野とか、今、課題になってる事業というのは、もちろんあるのはありますけど。

○委員

そのあたりの認識はある中でやっていただいているという。

○福祉保健部次長

それはもうここに書いてあるとしか言い様がないですけども。例えば、障害の部分であ

れば、発達支援の関係もこれからあるということを申し上げたり、全体的に相談窓口をどうしていくかとか、入口の部分であるとか。個別で言えば、そういう課題的な部分があって、それを認識して次のステップということは考えていますけども。それも総合的に一言でと言っても、できていますとか、できていませんというふうな答えではちょっと的確ではないように思いますし。

○委員

非常に今回、評価を悩んで、書いてあることは素晴らしいし、やってほしいと思うからという評価と、じゃあ、これ続けていけるのかなという。続けていただけるなら非常にそれでいいだろうなと思う反面、先ほどから出ているように、このまま続けていけるという見込みで考えておられるのかということそうではないようなところももちろん考えているということは、結果的に今、やっているそれこそメニューを減らすなり、廃止するなりということも、かなり突っ込んで言えば、出てきてもいいかな。

○福祉保健部次長

難しいのは、量的な部分と、それから新しい課題。特に自殺とか、虐待であるとか、新しいニーズ、課題にも対応していかなければならない。質の問題が一方ではあると思いますし。そういったところには踏み込まないわけにはいかない。そうすると、すべてその財源だけでは整理できない部分もありますので。そういう面でも、常に課題。だから、どんどん高度化と言いますか、専門性を帯びた福祉のジャンルにどんどん問題の分析とかが入ってきていますので、そういうことに対応するためにも質の向上も図っていかなければならないということもあったりして、一言で財源論でも片付けられない。なかなかその辺は、そういう説明をさせていただけないところもあるんですけど。ニーズとしては、量で少ないからこれは対応しなくてもいいというものではないですし、数が少なくてもそれは絶対対応しなければならないという問題もあります。

○委員

そういう意味でいくと、イメージとしては、いわゆるこれも最低限、ここまでのことは、行政として支えないといけないという部分のその部分と、少しずつ、あったらいいけれど、順番としては低いみたいなものが、やはり仕分け的に。もちろん、だからこれを廃止だとかというのももちろんできないにしろ、仕分け的に優先順位というのはやはりつけながらやっていただいているとしていいですか。

○福祉保健部次長

そうですね。従来からある施策については、常に見直しの目線では見ておりますし、こういう言い方していいかわかりませんが、国の方で、さっき言いました新しい課題に対しては、国の方の補助があったりして。例えば、先ほどの生活保護で就労支援ですとか、学力サポーターとかというジャンルについては、10分の10の国の補助がございます。それを活用することによって、基本的に保護率の低下は目標ではありませんが、就労に結びついて自立されている方が増えれば、申請をたくさん受けることもできる。逆に。短期の間に、回転を良くして自立していただくという。ここに人の手当をしていくということもできるという。それも一つと考えます。それは財源の話も入ってくるんですけども、100%のお金を国の方から示せば、そこに積極的に事業化することによって、新しい課題も取り組んでいけると。こういう面もございます。

○委員

余りしっくりはこないんですけど。一生懸命やっていたらいいんだということで、そこは評価できるんだということで。

○委員長

それでは、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいております点数につきまして、変更等ございましたら申し出をお願いします。よろしいでしょうか。変更ございませんか。ないようでございますので、集計表のとおりと決定させていただきます。

[343 高齢者支援の推進]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 12.5 効率性 13.1

[343 高齢者支援の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

(休憩)

[施策の評価]

[511 子ども家庭支援の推進]

○委員長

それでは、511 子ども家庭支援の推進につきまして、担当部署より簡潔に説明をお願い

します。

○福祉保健部次長

現在の都市化ですとか、核家族化の進行とともに、人間関係の希薄化が言われております。特に、子育てに関しては孤立化が非常に問題となっております。子育てに関する経験的ないわゆる知恵とか、知識。これらも世代間では引き継がれることはなく、社会全体で子育てを支援していくという仕組みが求められているところでございます。そういう背景としまして、それぞれのことで言いますと、一つは情報がいつでも手に入れられるようなこと。それから、子どもや親子同士が交流できる場所。それから安心して学べる機会づくり。こういったものが課題となっております。そして、それを支援する側についての情報共有ですとか、人材の育成が求められているところです。

次に、そういう子育て世代にとって、いわゆるマル福ですね。乳幼児の医師費用の助成制度が経済的な負担の軽減につながっているということで、そういった世代の方々からの要望も強く、継続的に助成の制度運営に努めていく必要がございます。

それから子どもに関するさまざまな問題。特に家庭、その他からの相談があった場合とが、あるいはまた、児童虐待の早期発見等も、今日的な問題として重要なところでございまして、そういう環境状況を的確に捉えながら、個々の子どもや家庭に効果的な支援をしていく必要がございます。

先ほどの背景で申し上げましたとおり、社会的な児童の養育と言いますか、子育て支援の必要性が言われておりまして、特に、一時的に保護する子どもや、例えば配偶者暴力等による一時的な避難所になるような、一時的な保護の場所についても求められております。

それから、いわゆるひとり親家庭への支援。母子家庭に対しましては、教育訓練給付でありますとか、そういった補助も行っておりますし、特に母子家庭については、所得に関しましても低位にありますことから、就労自立に結びつけた支援が必要となっております。

以上、このような課題に対しまして、「めざす成果」としましては、1番目に、地域において安心して子育てができるような環境を社会全体でつくっていく仕組みが構築されるということを目指していきます。それから、子育て相談をはじめ、子育てに関する様々な問題の相談支援により、虐待のない社会をつくっていくことを目指していきます。それから、乳幼児福祉医療費助成制度などの経済的な支援策としまして、不安を抱えることなく安心して子育てできる環境づくりをしていくということと、ひとり親家庭の自立促進につきましては、国、県等の制度を活用しながら、就業支援、生活相談などにより、自立支援

に努めて、安心して子育てできる環境づくりを目指していくということです。

平成 23 年度における主要な事業の取り組み概要でございますけれども、まず 1 番目に、子育て支援施策の推進ということで、これは地域子育て支援センターの事業が中心となっておりますけれども、地域で子育てを支援する体制の整備です。ここには、子育て支援の総合コーディネーターというものを配置いたしまして、支援活動の企画調整、実施をしております。それから、サークル支援を行ったり、ひろば等を開催したり、情報の提供を行ったり、講座を実施したりというようなことを行ってまいりました。

2 番目に、児童虐待防止対策の推進といたしましては、主に家庭児童相談室というものを置いておりますけれども、そこで相談に応じ、また児童虐待の通告なりをいち早くしていただくよう、早期発見についての啓発を行ったりと。それからすぐに支援に結びつけていくという活動を行ってまいりました。これにつきましては、彦根市要保護児童対策地域協議会というものを関係機関がつくりまして、児童相談所、それから小中学校、保育所、幼稚園、警察等々、そういった関係機関も入りながら連携をして虐待防止に努めてまいったところでございます。また、地域では、民生委員・児童委員の方々の協力における支援、虐待防止のシンポジウムを開催し、啓発をしてまいったところでございます。

3 番目の独り親家庭支援の推進については、ひとり親家庭の保護者の方が一時的な保護でありますとか支援事業を受けた場合に、半額を助成したり、母子家庭の方には、経済的な自立促進のために、母子自立支援の相談員を配置しまして、就労に向けた相談活動を行ったり、教育訓練給付でありますとか、高等技能訓練補助事業を実施してまいりました。

次に、指標の評価でございますけれども、一つは、子育てひろばの箇所数でございます。平成 23 年度が 20 か所。これは、27 年度の 20 という目標に 23 年度で到達をいたしました。次に、子育てサポーターを養成しておりますが、これの登録者の数。現在、23 年度は 40 でございますが、目標値は 80 でございます。こうしたものにつきまして、進捗状況については、予定より少し遅れているという評価をさせていただいております。

次に、評価の観点でございますけれども、有効性、必要性についてはどちらも「高い」。それから妥当性については「やや高い」。効率性については「どちらとも言えない」というような評価になってございます。

最後に、今後の施策の展開方法ですけれども、最初に申し上げたように、地域の人間関係の希薄化なり、核家族化の進行に伴いまして、家庭での子育て環境が孤立化してきている。こういう傾向が今後も続くと考えられることから、地域子育て支援センターが実施い

たします様々な事業を展開することによって、相互的と言いますか、色々な面での子育て支援活動のニーズに対応していくような事業展開をしてみたいと考えてございます。

○委員長

ありがとうございます。それではご意見、ご質問等ございましたらご自由にどうぞ。

○委員

子育てサポーターなんですが、現在、40 名になっていますが、昨年度、養成講座 7 回開かれて受講者 3 名というのは、かなり効率が悪いと言うか、周知されていらっしゃるのか、この数は余りにも問題だという気がするんです。そういう周知のされ方とか、なぜこれだけ少ないのかということと、それからサポーターさんというのは、どのような現実的にはサポートをされていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

ひとり親というのが、最近、お父さんのところに残されてしまっているというケースが割と多く見られるような気がするんです。それで、父親であった方が、以前から子育てをされていなかったのがまずかったんでしょうけど、苦勞されてるケースもかなりありますので、そういった方々へサポーターが支援していただけることについて伺えたらと思います。

○子ども未来室長

確かに、今、おっしゃっていただきましたとおり、昨年度、養成講座、受講者 3 名。今年の場合は 4 名。ほとんど変化は 1 桁になっています。養成講座につきましては、ホームページとか、広報等で周知しておりまして、それに基づいて希望者が応募してこられるというような形になっております。以前は、20 何名とか 10 何名とか、そういう年度もありましたけれども、ここ 3、4 年ぐらひは今申しましたような 1 桁台で、周知方法を見直していかないと、なかなか登録数を増やしていくことは難しいのかなと考えております。

もっばら、子育てサポーターの方にはどういったことをしていただいているかということですけども、主に、私どもの方で、実施しております子育て相談とか、保護者の方に対してやっております講座、教室等に、子どもを連れてこられる方の託児であるとか、そういう場合においてそれぞれの相談をしたり、地域は地域でそれぞれのテーマで支援をしていただいたりとか。そういうような形で子育て支援に携わっていただいております。

○委員

ちょっと非常に雑駁な話になるんですけども、指標のところ、例えば、この施策の子育てひろばの箇所数ですとか、子育てサポーター数とか出されているんですけども、あく

までも、子育て支援の指南系ですよ。指南系の充足。どこまでやりましたという話であって、実際に子育て支援をする目的って幾つかあると思うんですけども、一つは、国が言ってるような少子化対策であったりすると思うんですね。そういった目標値ですね。例えば、国ですと、出生率が1.39だったのが1.40に上がったということも言っておられましたけれども、そういった意味での、指標というのを設定していただいた方が、実際に、その事業に対するフィードバックというの、よりかかりやすくなるんじゃないかな。例えば、子どもを産むんだったら彦根でアパート借りて産みたいよと思われて転入されて来たとか、そういったものというのが、本当の意味での支援が行き届いたという一つのあらわれになるんじゃないかなと、ちょっと書かせていただいたんですけども、そういうことに関しては、実際の目的ですね。子育て支援に対する目的を一体、どこにおいておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○福祉保健部次長

ここの分野。例えば、保育ですとか、そういったものは施策が違うところに入っておりまして、ここだけで言いますと、基本的にはおうちで子どもさんを親ごさんが見ておられるというような、地域子育て支援事業というのはそういう方を対象としておりますので、それでも今、おっしゃったような大きいような指標の見方もあるかと思うんですが。国が少子化対策として持っているものをそのまま地方自治体が、少子化対策という名目で事業展開するというのは、少し役割が違うのかな。少子化は色々な要因がありまして、むしろそれよりも親ごさんの子育ての環境づくりであるとか、究極、虐待に陥らないような支援であるとか、そういったものをこの分野ではメインにしておりますので、むしろ、指標として置くのであれば、現在はとっておりませんけれども、子育ての感想とか、親ごさんの気持ちのニーズ調査みたいなアンケート結果などを入れるのが本筋かなと思うんですが、それが物理的に、難しいところもあって、こういう数値を置かざるを得ないというようなこと。回答になっているかわかりませんけども。

国は当然、合計特殊出生率。あれは、彦根市ですら余り意味がないと言いますか、それを指標にすることが適当でないように思うんですけども。むしろ、こういう活動の中での指標を置いたほうがいいのかと私としては思うんですけども。

○委員

今、おっしゃられたように、実際に手段に対しての結果を評価できるものが施策の資料になるべきではないかなというように思いましたので、意見をしてみました。

○委員

児童虐待について、非常に深刻な問題だなと思ってまして、やっぱり生育歴って、そういう経験があると、そういうことになる可能性が高いというのを見ましたので、やはり非常に致命的な、子どもってそういうことを受けると、事件とか事故には至らなくても、その子には非常に大きいというか、やっぱり、そこに私は重点的にもう少し取り組んでいてもいいかなと思ってるところですが、そのためには、施策としてはどういうところに力を入れていくのがいいとお考えですか。

相談のみ必要な専門員のスタッフがたくさんいた方がいいのか。キャンペーン的に、例えばそういうことがあったときに、皆、通報と言うか、お互いに連携を取り合ってちゃんと対処しましょうとあって、仕組みを整えるべきなのか。そのあたりを、方策としてはどうするのがいいのか、考えておられることがあれば教えてください。

○子ども青少年課長

虐待の関係ですけれども、大変、件数も伸びてきている部分があるんです。まず、一つ言えることが、件数が伸びてきているということをどう考えるかということをよく考えるんですけれども、その中には数が増えてきているというのは、例えば、地域の目がそれだけ行き渡っているから件数が伸びるということもありますし、件数が伸びてくると、多くなってくることが、一概に状況が悪化しているということにはならないということもあるということからすると、そういった意味で、相談があったときに、専門的な職員が対応できる環境がきちんと整えられるということももちろん大事なんですけども、専門員がたくさんいるということと同時に、やっぱりもう少し大きく考えると、社会的に子育てがしやすい環境づくりとか、そういうことをもっと進める。ちょっと大きな話になってしまいうんですけども、要するに子育てが孤立化せずできる環境づくりというのを同時に考えていく必要があるんじゃないかと。ちょっと漠然とした答えですが。

○委員

孤立化しないってだけではなくて、親がどういう状況にあるか。例えば、仕事がちゃんとあるのかとかもすごく関係ありますよね。だから、単独ではないと思うんですけど。もう少し、そこのところをきちっと掘り下げて、だからこうというのがないと、本当に大変だなと。

○福祉保健部次長

要対協の話在先ほど申し上げまして、そこには、啓発をはじめ、一番、専門機関として

は児童相談所が入っております。あと、学校現場とか、そういった先生方も行っておられて。二つありまして、一つは、早期発見、早期対応という。虐待通告があった場合に、いかに早く対応するか。その通告そのものも、いかにアンテナをはり、警戒するわけではないんですけども、気づきですね。お母さんの様子がおかしいとか、子どもさんがぎゃあぎゃあ泣いているけどという。それが通告につながるかどうかという。ここは、啓発と、それから、関係機関の研修等を含めた。それで保育園に連れてこられて、子どもさん、ちょっとあざがあるけど、お父さん、お母さん、どうしたのと聞けるとか。それが発見につながる。医療機関であれば、家族で受診されたときに、どうもこれは打ち方がおかしいとか、火傷といってもこれはひょっとしたらタバコじゃないとか。そういう発見の気づきを高めていくような、関係機関の連携。これが一つです。

それと、もう一つは、予防的な支援と言いまして、例えば、健康診断の場で、お母さんの悩み事を聞いていくとか。地域子育て支援センターに、家だともう煮詰まってどうしようもなかったんで、ここができたからここへ来られて、息が抜けるわとか。そういう場所が幾つかありますけど、そういうところへ出かけるような環境整備をしていくと。これは非常に予防につながっていく。孤立化しないし、追い詰められないしという。

大きく言えば二つの側面で、緊急事態に陥らないためには、やっぱり一刻も早く、おかしい様子に気づいて通報につなげていただくというのが、一番大事だと思います。そこは氷山の上の方でございますので、下の方の裾野では、予防的な色々な人が関わることによって、単独で孤立化した子育てに行かないような関わりが求められてるというのが全体像と考えております。

○委員

4 番の質問をさせてもらったんですけども、言葉が足らなかったと思うんですが、このいじめとの関係というのを問わせていただいたのは、こういった孤立化の子育てをしている親ごさんとそうでない方との関係ってあるのかなのか。あるいは、職場でのそういった関係性とか、それから子どももそういった子ども同士で孤立化した子育てによった子どもとそうでない子どもの関係性の一連ではないのでしょうかということを書いていただいたんですけども。そこらへんはどうですか。

○福祉保健部次長

家庭環境において、それが今の虐待であるとか、子ども同士のいじめというのは、統計的な数字までは申し上げられないんですけども、出ている場面は多いと思いますね。

違う事例で、少し前の数字になるんですけども、非行に関しては、児童自立支援施設に入所されてる方の家庭環境を全国弁護士会の方で調査されたんですけども、55%ぐらいが虐待を受けておられる家庭だったということも数字的には以前に出たのを新聞で見たことがあるんですが、家庭の環境というのは非常に大きく子どもの成長にも影響してくるし、虐待の場合で言いますと、世代間連鎖と言いますが、虐待を受けた場合に、自分が子育てをするときに、またそれが。これは3割と言われてるんですけども。そういう関連性はあると思います。

○委員長

ほかにかがでしょうか。ないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいています評価について、変更等ございましたら、お申し出をお願いします。変更ございませんか。ないようですので、集計表のとおりといたします。

[511 子ども家庭支援の推進]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.8 必要性 18.1 妥当性 13.7 効率性 15.0

[511 子ども家庭支援の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[321 男女共同参画社会の推進]

○委員長

それでは、最後の施策にまいります。321 男女共同参画社会の推進について、事務局より簡潔にご説明をお願いします。

○市民環境部次長

はじめに調書の方の訂正をお願いします。指標の部分の単位が、「人」となっていますが、これは「%」の誤りでございます。

それでは、321 男女共同参画社会の推進について、その概要をご説明申し上げます。はじめに、彦根市での取り組み、結果について説明させていただきたいと思います。

国では、平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が公布、施行されておりました、

13 年がたっております。我が国では、性別にかかわらず、個性、能力を十分に発揮できることができる男女共同参画社会の実現というのを 21 世紀の重要課題に位置づけていますが、本市では、平成 13 年 3 月に、男女共同参画社会の実現を目指した、「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定しており、同じ年の 12 月には、「男女共同参画を推進する彦根市条例」を制定しております。また、平成 15 年には、男女共同参画センターを設置して、男女共同参画に関する啓発相談等、様々な取り組みを進めてきております。

こういった背景はございますが、男女共同参画社会の実現に向けては、まだまだ解決すべき課題もございます。現状と課題に記載してありますように、男は仕事、女は家事・育児・介護といった固定的な性別役割の意識が依然として残っております。家庭、地域、社会、職場、学校等で、まだまだ男女共同参画の取り組みを進める必要がございます。男女がどちらか一方に偏ることなく、社会に意見を反映させるためのシステムの確保も必要でございます。セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスなどが顕在化しておりまして、男女間の暴力防止に向けた啓発と相談事業を充実し、関係機関との連携を強化する必要もございます。

昨年発生しました東日本大震災では、そのような課題が顕在化しました。地震発生直後の避難所生活や、現在進んでおります復旧、復興においても様々な問題としてあらわれております。こうしたことを通じて、多様性を尊重するためにも男女共同参画の考えが必要不可欠であるということが逆に再認識されているのかなと考えております。

さらに、女性のキャリアが正當に評価されて、活躍を促すことは、成熟した社会を築き上げていくためには、極めて重要なことでございまして、ひいては、我が国は、急速な少子高齢化の傾向がございますが、労働力の縮小を食いとめることにもつながりますので、経済の安定にも貢献していくことになるとも考えております。

このような状況の下、本市におきましては、平成 23 年 3 月、昨年ですが、男女共同参画計画として、「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」を策定しております。家庭や地域における身近な男女共同参画の推進、ワークライフバランスの必要性など、現在、生じている課題に沿った重点的な取り組みを進めており、性別にかかわらず、多様な生き方が認められ、一人ひとりが輝いて生きられる社会を目指し、施策を推進しているところでございます。

この男女共同参画の推進の指標といたしましては、先ほど、単位をご訂正いただきましたが、市の審議会等における女性委員の割合が 40%から 60%である審議会等の割合を指

標とさせていただいております。平成 27 年度の目標を、この 40 から 60%の委員数が確保されている審議会の割合を、審議会、委員会等の 60%を目標と設定させていただきました。これにつきましては、平成 23 年度の目標を 35%としておりましたが、実績といたしましては、30%となりまして、進捗状況の評価といたしましては、予定より遅れているとなっております。これにつきましては、関係団体から推薦いただく委員に男性が多いことが影響しておりまして、あて職となっているものにつきましては、本当にその職でなくてはならないかを検討その他合わせて、積極的にクォータ制の導入に向けて誘導していかなくてはならないのではないかと考えております。

主要施策としては、男女共同参画推進事業を挙げておりますが、評価といたしましては、有効性については「高い」、必要性についても「高い」、妥当性につきましては「やや高い」、効率性につきましては「どちらとも言えない」とさせていただきました。

今後も「男女共同参画を推進する彦根市条例」に基づく計画、「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」により、男女共同参画の施策を総合的に調整し、各種の事業を実施してまいります。また、男女共同参画の推進にかかわる啓発、情報の発信、市民活動の拠点施設である男女共同参画センターにつきまして、指定管理者による管理運営を行ってまいります。さらに、自治会等各種団体、事業所に対する啓発事業、出前講座等の啓発事業を市民公募によります男女共同参画地域推進委員によって実施するなど、男女共同参画による地域づくりの支援を行い、行政と市民、事業者とのパートナーシップの下、男女共同参画を推進してまいります。

○委員長 それでは、ご意見、ご質問等ございましたらご自由にお願ひします。

○委員

社会的に、経済的なことが苦しかったりとか、扶養の問題などもなかなか先行きが見えないような、閉塞感が漂う、行き詰まってるような状況のときに、それを発散する方法として暴力であると、身近な、例えば、家庭内とか、さっきのともちょっと関係あるんですけど、例えば、それが子どもに向かったりとか、そういうものを引きずりながらいじめとかも関係してくるので、一つ一つの部署じゃなくて、そういう暴力に対してどのように考えていくかというのを、トータル的に見るのがこの男女共同参画化のある意味ポイントなのかなと思ったりするんですけど、そこ、もしかしたら間違ってたらし訳ないんですけど、そういう目で少し全体の施策と一緒にしながら見ていただけるといいのかなと思ったりもするんです。

○委員長

ご質問ですね。

○委員

はい。そういうことで、連携とかはないんですか。

○市民環境部次長

男女共同参画の視点というよりも、人権ですね。この男女共同参画につきましては、人権施策課が主体の課になっておりますけども、暴力というのは、本来、人間として侵されてはならない権利という視点から考えると、人権政策課なのかなという気はいたします。加えて、あらわれてくる場面で考えますと、一番、そういった対象と接しているところが、深くかかわっていくというのが自然ではあると思います。色々な場面で、庁内の連携はないわけではありませぬので、例えば、子どもに対する虐待については、福祉のセクションで担当課が中心になりながら、必要に応じて関わりを持っている課と連携をしながら対応しているというのが実情だと思うんです。ドメスティックバイオレンスについても福祉とこちらが連携したりというような、ケースに応じて対応はさせていただきます。そのあたり、ちょっとアピール、情報発信が逆にされてないのかなと。そういう動きがあるということをご理解いただけてないというのは、情報発信の仕方がもうちょっと必要なかなと。困ったときに、救いを求められるような情報発信の仕方というのは課題ではあると。

○委員

そういう暴力が個別に全部あって、つながりが無いとは逆に思えなくて、家庭の中で誰かが手を出すと子どもに向かうみたいなこととかがあったりするので、ぜひ、そういう連携をしていただけるといいかなと。

○子ども青少年課長

加えて言いますと、配偶者暴力相談事業というのは、福祉の子ども青少年課の方でもしております、DVであるというのは虐待でいいますと、心理的虐待に当たることになっておりますので、当然、DVの相談などからそういう虐待ということで相談に当たったり、対応しているということをしている。

○人権政策課長

もう1点。それぞれの課で相談事業を行っております。その中で、人々の固定観念と言いますか、固定的な男女の役割分業意識というのがあって、またそれが二次被害になる場合もございますし、そういった相談業務をしている関係課が連絡会を持って、その中で研

修会を行っているところでございます。

○委員

今朝、午前中にNHKの番組を見ていたら、男は仕事で女は家事と考える方がまだ50%ちょっと出てるぐらいで、社会的認識がまだ低い中、男女共同参画推進事業を未来に向かって進めていかれるという難しいことをされているなと思ってるんですけども、人権と言われたから人権の方をもっと表に出される方がいいのか、ここの総括評価にも書かせていただいたんですけども、スウェーデンの国と比較されていまして、スウェーデンは国会の女性の人数も43%とかなり高かったですし、そういったところの比較ももっと言われる方がいいのか、それとも人権を出されるのがいいのか、呼びかけの方法をもう少し検討される必要があるのではないかなという気がします。

○委員長

意見ですか。

○委員

はい。

○副委員長

女性の委員が多い審議会はいくつぐらいありますか。委員さんで女性が多い審議会は、一つもありませんか。いかがですか。逆バージョンで聞いてすみません。僕はもう早くから、遅々として進まないの、やっぱりどこかの時点で、どこかの集中に絞って、どこかの課でも、審議会でも、クォータ制を強引にでもいいから引いて、全国でクォータ制がきちっとやられたということのを売りにして、それをバネにして男女共同参画を進めるのも、僕は一定必要かと思しますので、どこかクォータ制をぜひとも推進できるような体制にするには、来年にはすぐには無理でしょうから、お願いをしておきます。

○人権政策課職員

今、女性の委員の方が多い審議会というのは、97 審議会のうちの 8 審議会は女性の方が多い審議会であります。一つが彦根市特別支援教育推進委員会。彦根市特別支援専門家チームという学校教育課の担当課の審議会です。それと、適応指導教室運営委員会という、教育研究所の担当課になっている審議会などです。

○委員

今、副委員長が言われたように、公共のとにかく市役所の中のそういったところから、発信されて、女性の人数もこれだけ多くなりましたから、男女共同参画しましょうって

う活用をしないと、さっきも申し上げたように、日本全体の社会ではまだまだ低いですし、その中で男女共同参画の事業を彦根だけしていくというのは難しいと思います。

ジェンダー教育をしてきている年代が 30 歳前後だと思いますので、その年代がもっと上に上がってこない、社会は回らないような気がします。

○委員

今、おっしゃることは、確かなんですけど、逆に無理やり女性の人数を増やすというのが目標にならないようにだけは気をつけていただきたいと言うか、逆に男性差別になるとか、逆に言えば、男性差別であり、女性差別であると思いますので、母数として今まだ難しいところはあると思いますので、その中でふさわしい人材をふさわしい所に起用するようにお願いします。

○委員長

はい。ご意見でよろしいですか。ほかに。ございませんか。ないようでございますので、委員会の評価を決めさせていただきたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、変更等、ございましたらお申し出をお願いします。変更ございませんか。ないようでございますので、集計表のとおりと決定いたします。

[321 男女共同参画社会の推進]

事前評価からの変更なし。

有効性 15.6 必要性 16.2 妥当性 12.5 効率性 14.3

[321 男女共同参画社会の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

○委員長

これで、本日の会議は終わらせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○事務局

長時間にわたりまして、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。次回の委員会は、1 月 28 日月曜日 1 時半からです。寒いと思いますがまた同じ会場で。それではこれもちまして、第 8 回の行政評価委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

会 議 録 の 確 定	
委員長署名	大 橋 松 行

平成 24 年度 第 8 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏 名	備 考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	NPO 法人ひとまち政策研究所 理事長
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師